

懲戒処分の公表について（令和８年度第２四半期分）

令和８年１０月１日発表

宮古地区広域行政組合職員の懲戒処分等の公表基準に基づき、消防職員の懲戒処分について、次のとおり公表します。

【事 案】

1. 処分年月日 令和８年８月２６日
2. 処 分 内 容 懲戒処分 減給１月（給料月額１０分の１）
3. 被 処 分 者 岩泉消防署 主任職・消防司令補 ４０歳代
4. 事案の概要 公用物処理不適正
被処分者は、令和８年５月、担当する岩泉町消防防災課内の事務処理において、岩泉町の公金にて購入及び配置している消防団の消火用ホース等の適切な廃棄処分に対する上司の指示を待たず、また適正な処理手順を経ず、不用ホースの金具部分を切り離して２回にわたり業者に売却し、岩泉消防署職員が共有で使用するための物品を購入するなど不適正な処理を行ったことから、当組合規定に基づき処分を行ったもの。
5. 管理監督者の処分
被処分職員が所属する消防署の署長職、副署長職及び係長職の職員それぞれ１名を戒告、消防長を嚴重注意とした。